

第54回大阪府環境審議会の開催結果の概要

日 時：平成28年6月27日（月）午前10時～

場 所：プリムローズ大阪（2階）「鳳凰（東）」

1. 会長の選任について

大阪府環境審議会条例第4条第1項に基づき、石井委員（大阪府立大学副学長）が会長に選任された。また、同条第3項に基づき、石井会長により、益田委員（大阪市立大学大学院教授）が会長代理に指名された。

2. 化学的酸素要求量等に係る第8次総量削減計画のあり方及び総量規制基準について

（諮問）

水質総量削減制度においては、環境大臣が水域ごとに、化学的酸素要求量（COD）等の汚濁物質の総量を削減するための基本的な事項を総量削減基本方針として定め、これに基づき、関係都府県知事が、総量削減計画を定めることとされている。また、工場・事業場が排出する汚濁物質の総量を規制する総量規制を行っており、環境大臣が定める設定方法に基づき、関係都府県知事が総量規制基準を定めることとされている。

中央環境審議会から、平成27年12月に、第8次水質総量削減のあり方について答申され、平成28年5月には、総量規制基準の設定方法について答申されたことから、COD、窒素含有量及びりん含有量にかかる第8次総量削減計画のあり方及び総量規制基準について、知事から諮問を行った（石川環境農林水産部長から石井会長に諮問文を手交）。

審議の結果、専門性が高く、集中的な議論が必要であることから、水質部会で検討を進めることが決定された。

3. 建築物の環境配慮のあり方について（諮問）

大阪府では「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、温室効果ガス排出削減の取り組みを総合的・計画的に推進するとともに、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」で、事業活動における温室効果ガスの排出抑制並びに新築・増改築時の建築物の環境配慮などを規程しており、平成27年4月からは国に先駆け、大規模建築物の新築・増改築時には省エネルギー性能について適合することを義務化する等、取り組みの促進を図っている。

今般建築物については、国は平成27年7月に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を公布し、より一層の二酸化炭素排出量を削減しようとしていることから、大阪府における本条例による今後の建築物の環境配慮のあり方について、知事から諮問を行った（石川環境農林水産部長から石井会長に諮問文を手交）。

審議の結果、専門性が高く、集中的な議論が必要であることから、温暖化対策部会で検討を進めることが決定された。

4. 瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方について（答申）

平成 27 年 6 月に開催された第 52 回環境審議会における知事からの諮問について、専門的な見地から瀬戸内海環境保全計画部会が検討を行い、そのとりまとめ結果が部会長から報告された。審議の結果、部会の報告をもって環境審議会の答申とされた。

【答申の主な内容】

○ 大阪湾のゾーニング

➤ 地域特性を勘案して、大阪湾を 3 つのゾーンに区分。

○ 環境保全・再生・創出の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像

➤ 多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな大阪湾」が実現している。

○ 将来像の実現に向けた環境保全・再生・創出の基本的な考え方、施策のあり方

➤ 対策の実施に当たっては、順応的管理の考え方に基づくことが重要。

➤ 「豊かな大阪湾」の価値・機能は、互いに両立できる関係となるよう、適切にバランスさせて施策を実施することが重要。

➤ 今後、変化に対応できる柔軟性を持った施策の策定・実施や見直しを行っていくことが重要。

○ 施策の進捗状況の点検指標

➤ 各施策の進捗状況を点検する指標として、基本計画に示されている指標 37 個、独自の指標 20 個を設定。

5. 循環型社会推進計画の策定について（事務局報告）

平成 28 年 3 月に開催された第 53 回環境審議会で答申を受けた循環型社会推進計画について、計画案のパブリックコメントを経て平成 28 年 6 月に計画を策定したことから、概要について事務局から報告を行った。

また、循環型社会推進計画の策定に伴い、「大阪 21 世紀の新環境総合計画」の目標を改定したことについても報告を行った。

6. その他（事務局報告）

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所環境科学センターの移転について、事務局から報告を行った。

以 上